

GoTo トラベルに関するお知らせ

GoToトラベル事業については、令和2年12月28日(月)から令和3年1月11日(月)までの間、全国において、本事業の適用を一時停止となっております。

今般、緊急事態宣言の発令を受け、全国的な旅行に係る本事業の取扱いについて、一時停止措置を延長となりましたのでお知らせいたします。

緊急事態宣言に伴う全国的な旅行の取扱いについて

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

新規予約・既存予約を問わず、全国において、1月12日(火)から2月7日(日)までの間、本事業の適用が一時停止となります。

*2月1日(月)以降の旅行・宿泊商品については、従来より、本事業を適用した販売は認められていません。

(2) キャンセルの取扱い

(1)の既存予約(1月7日(木)18時までにされていた本事業を適用した旅行の予約とします。)について、12月14日(月)18時から1月17日(日)までの間、無料でキャンセル可能です。感染拡大の状況により、さらに緊急事態宣言の発令地域が追加となる可能性もございますので、最新の情報・詳細につきましてはGoToトラベル公式ホームページをご覧ください。

>> <https://goto.jata-net.or.jp/info/2020121401.html>

《 新規・既存のご予約について 》

■ホテル公式予約サイトやホテルへのお電話を經由したご予約

詳細はホテル予約課までお問合せください。 電話：0977-21-2112 (9:00~18:00)

■宿泊予約サイトや旅行代理店を經由したご予約

ご予約いただいた各予約サイト・旅行代理店にお問合せください。

お客様へはご迷惑、ご不便をおかけし心よりお詫び申し上げますとともに、感染症拡大防止のためのご理解とご協力をお願い申し上げます。